

浜田市建築物耐震改修促進計画（追補）

平成28年3月

浜 田 市

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法）の改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）を受け、浜田市建築物耐震改修促進計画に次の事項を追加する。

また、本計画は次期計画までの経過措置とする。

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

2. 促進計画の位置づけ及び内容等

2-3 促進計画の期間

以下の事項を経過措置として追加する。

平成 27 年度末の住宅の耐震化率および多数のものが利用する特定建築物の耐震化率の目標は 90% であるが、平成 27 年 12 月末時点で住宅の耐震化率は 80.1%、多数のものが利用する特定建築物の耐震化率は 87.9% であり、目標に達していないことから、引き続き耐震化を推進する必要があるため、平成 28 年度に施策の見直しを行い、次期計画を策定するまでの間、現計画を平成 28 年度まで延長することとする。

第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

3. 施策の実施方針

3-2. 耐震診断・改修促進を図るための施策検討

浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助制度について、経過措置として以下の内容に修正する。

(1) 耐震診断・耐震改修における支援策

助成事業の内容（修正）

事業区分	概要	補助内容
耐震診断事業	耐震性の有無について、建築士に診断してもらう。	浜田市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、2 階建て以下のものを対象とし、建築士などが耐震診断を行った住宅に対し、その耐震診断費用の 9 割（上限 60,000 円）を助成する。
補強計画策定事業	耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を検討する。	対象経費の 2/3 を助成する。ただし、木造住宅 1 棟あたり 400,000 円を限度とする。
耐震改修事業	策定された補強計画に基づき、耐震改修工事を行う。	対象経費の 50% を助成する。ただし木造住宅 1 棟あたり 800,000 円を限度とする。
解体助成事業	耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。	対象経費の 23% を助成する。ただし、木造住宅 1 棟あたり 400,000 円を限度とする。